

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
平成 24 年度要請活動記録

- 日 時 平成 25 年 2 月 8 日 (金)
午前 11 時 00 分～午前 11 時 30 分
- 場 所 南関東防衛局 横浜第 2 合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室
- 出席者
- 逗子市 眞下会長、松永副会長、菊池(伸)委員、二瓶委員、上泉委員、森田委員、
高桑委員、菊池(尚)委員、川西委員、中村委員
事務局(芳垣経営企画部参事、佐藤基地対策課副主幹、高橋)
- 国 側 深澤企画部長、竹内管理部長、千葉管理部次長、渡辺調達部次長、
信太地方調整課長、西ノ宮施設管理課長

■概要

出席者の紹介

要請及び挨拶

会長挨拶の後、要請書を読み上げ、深澤企画部長へ手交した。

池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)に関する要請書

余寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、昭和 29 年以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。米軍家族住宅への入居開始から 15 年以上が経過し、現在、約 3,000 人の米軍家族が居住し、市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、池子の森を掛け替えのない、首都圏の貴重な自然の宝庫として返還を要望してきたところです。

このような状況の下、平成 22 年 9 月、西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールの返還までの間の共同使用という方針が示され、共同使用の実現に向けて大きな前進が見られております。長年返還を要望してきた西側運動施設の自由な利用は、市民の大きな願いであります。

約 40 ヘクタールの土地の共同使用が 1 日も早く実現し、そして返還への道筋が現実のものとなりますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、本協議会では、返還をより現実的なものとすべく旧軍港市転換法の本市適用に向けた活動も進めており、同法を改正すべく県内選出の国会議員に対し本協議会顧問就

任の招聘活動を行っております。返還が実現する際には本市が同法の適用を受けられますよう、ご配慮を賜りたく併せて要請いたします。

なお、米軍施設が所在することによる地元負担の軽減のため、次の点につきましても、併せて要請いたします。

1 交通問題について

市内の幹線道路は慢性的な渋滞となっておりますが、池子住宅地の関係車両がその一因になっている状況も見られます。昨年の夏より住宅地区内の小学校建設が開始し、工事関係車両の市内通行が生じています。今後、横浜市域への住宅建設が行われることになれば、さらなる工事関係車両の通行が予想され、また完成後には、居住者等の車両の増加も見込まれますが、住宅建設に伴う通行車両につきましては、極力、逗子市内を通行することなく、市民生活にさらなる負担が生じることをないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、幹線道路に限らず、狭い生活道路においても、池子住宅地の関係車両による交通事故が発生しております。生活道路の通行は極力控えていただくとともに、安全運転や交通ルールの遵守に関しましても、指導を徹底されるようお願いいたします。

2 騒音等について

イベント実施などの際は、近隣住民に影響のあるような騒音等が発生することのないよう、極力ご配慮くださいますようお願いいたします。また、近隣住民への影響が予想される場合には、ある程度の猶予をもって、近隣自治会等へご連絡をいただくようお願いいたします。

3 災害対応に係る相互支援について

当該地内には、既に広域避難場所に指定された区域も含まれております。共同使用に向けた三者協議会においても、「災害対応についての相互支援」が協議されると聞いておりますが、共同使用地を災害時の仮設住宅等の用地として使用することが可能となれば、市民の安全を守る上でも有効な利用となります。今後の協議においても、ぜひ、ご検討いただきますようお願いいたします。

本協議会といたしましては、池子接收地の全面返還により、市民が永年抱き続けてきた悲願である「平和都市」の実現がかなえられるものと思っております。しかしながら、

当面は、市と連携し、約 40 ヘクタールの土地の共同使用の早期実現、そして一部返還を目指していきたいと考えております。こうした実情をご賢察賜り、共同使用、そして返還の早期実現につきまして、特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

平成 25 年 2 月 8 日

南関東防衛局長
山本達夫様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
会長 眞下政次

南関東防衛局側からの回答

○深澤企画部長： 防衛行政につきましては、常日頃から皆様方のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

池子住宅地区の逗子市域の一部土地約 40 ヘクタールにつきましては、皆様、既にご承知のとおり、平成 22 年 9 月の日米合同委員会において、当該土地の返還協議を継続すること、及び返還までの間の米側要件が満たされた場合の共同使用について合意されました。

その後、当該土地の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議を日米間で鋭意実施してきたところ、平成 23 年 11 月の日米合同委員会において、返還手続に係る一定の方向性と共同使用に係る要件等について合意されました。

また、当該土地の共同使用について、平成 23 年 10 月に逗子市より申請書の提出を受け、同年 11 月に財務省関東財務局の国有財産関東地方審議会において、逗子市に対し都市公園敷地として使用することについて適当と認める答申がなされました。

さらに、昨年 4 月には日米間において、共同使用に伴う建物等の移設整備の詳細について合意し、今後、整備を着実に進め、共同使用の実現に最大限努力してまいります。

当省としましては、返還について、引き続き、日米間の協議を進め、できるだけ早期に返還が実現するよう努力してまいりたいと考えており、返還までの間の共同使用につきましては、今後も引き続き、逗子市、米側、南関東防衛局からなる三者協議会において具体的な土地の利用方法等を協議するとともに、早期の共同使用の実現に向け要件の整備を行っていきたいと考えております。

また、当省としましては、池子住宅地区の土地の返還について、地元負担の軽減措置が重要であると考えておりますが、旧軍港市転換法（軍転法）につきましては、これまで政府の見解として、「軍転法が、第 2 次大戦によって甚大な被害を受けた旧軍港市を平和な港湾都市に転換することによって平和の復興に寄与することを目的としておりまして」、「戦後 50 有余年を経過した今日において、軍転法を改正して、新たに逗子市に適用する意義に乏しいものとする」旨答弁されておりますことをご理解願います。

横浜市域における米軍家族住宅等の建設に伴う交通問題については、当該住宅建設に係る工事計画の作成に当たり、①造成工事に伴う切盛土砂について場内で搬出入土量のバランスをとることにより、工事用車両の出入りを少なくする、②一般車両や歩行者が輻輳する場所には交通整理員を配置する、③特に児童の通学時間帯における工事用車両の運行にはできる限り配慮

するなど、十分な安全対策を講ずることにより、周辺地域の交通等に極力影響を及ぼすことのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。具体的な工事用車両の通行方法については、周辺地域の交通に極力影響を及ぼさないよう今後の環境影響評価手続において検討していくこととしています。

なお、住宅完成後につきましては、周辺地域への交通に影響を極力及ぼさないよう、早朝の出勤、バス通勤や相乗り通勤の励行を促すなど米側と調整し、市内の交通事情に最大限配慮してまいりたいと考えております。

また、交通安全対策につきましても、平素から米軍に対し、隊員の教育や綱紀粛正の徹底等を図るとともにその防止について実効ある処置を講じるよう申入れを行っております。

イベント実施等に伴う騒音等については、米側に確認しつつ、必要があれば周辺住民に対する配慮をするように要望したいと考えております。

災害対応に係る相互支援についても、今後、逗子市、米側、南関東防衛局からなる三者協議会において、逗子市からの要望に応じて対応してまいりたいと考えております。

本日要請いただいた趣旨につきましては、本省にも伝えてまいりますが、今後とも皆様方のご意見等を拝聴しながら、防衛行政を適切に遂行してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局： ありがとうございます。ただいまご回答いただいたところですが、せっかくこうしてお時間をいただいておりますので、市民協議会委員の皆様からご発言をいただきたいと思っております。ご質問、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

○二瓶委員： 要望です。共同使用になると、逗子市民だけでなく米軍の方達等が利用することになるが、今は日米協会という市民団体と米側との交流を、市民レベルに広げるとよい。市民がもっともっと交流することが大事だと思います。せっかく日本に来ているのだから、日本に来てよかったと思ってもらえる、良い思い出を作ってもらえるような場を作っていけるように、防衛側からも働きかけていただきたいと思っております。

○事務局： 他にございませんか。

○上泉委員： 共同使用の開始は平成 26 年度からということであるが、私どもとしてはなるべく早く実現して欲しいと思っている。具体的な予定はどうなっているか。

○深澤企画部長： 共同使用するにあたり条件等について米側と逗子市との間で検討している進捗状況によりますので、現時点ではっきり申し上げることはできませんが、他方、逗子市では平成 26 年度中の早い時期の開園を目指していることも承知しております。我々としても出来るだけ早く実現できるように努力していきたいと考えております。

○菊池(尚)委員： 私はタクシー会社を経営しております。要請文の中の交通問題についての中に「逗子市内を通行することなく」との文言がありますが、現実には自動車の文化に慣れたアメリカ人の方々には電車利用の促進といってもなかなか限界があるかと思っております。これから横浜市域の住宅建設工事、さらにそれから先の工事を踏まえて言いますと、物理的に逗子市内を通過しないで彼らが横須賀等へ出かけられるルート作りがお願いできればと思います。過去にも話がでていたかと思いますが、池子住宅地区から直接横横道路に接続するコースは、横浜市

域にせよ、逗子にせよ、それに適した地域です。コストは非常にかかるものの、物理的には受け入れられないものではないとも思います。横横道路に直接接続がなされれば、市内の幹線道路の通行量が減る可能性大ですので、ご配慮、ご支援をお願いいたします。

さらに、ゲートから池子十字路を経て横須賀方面へ行くルートに横須賀線の池子踏切がございます。平面交差の踏切ですので、渋滞しますが、住宅地区の車両の通行が渋滞を加速させています。踏切の効率化、具体的には立体化等を踏まえた施策があればと思っております。

いずれも、大変な手間ひま、コストのかかる対策なので国のご支援、ご協力、ご配慮をいただければと思います。

最後に、災害対応に係る相互支援についてですが、池子側からの出入りに関してはエントランスが現在もある程度拡充されていますが、久木側からのエントランスを今回整備していくことになっております。緊急時に久木側の市民が速やかに広域避難場所、池子住宅地内に避難できるよう、そちらのゲートの整備もして拡充できるようご配慮いただきたいと思います。

○深澤企画部長： 3点のうち2点が交通問題ですが、いただいた意見を踏まえながら極力市内の交通事情に影響を与えないよう最大限配慮していきたいと考えております。3点目の災害対応につきましては、今後逗子市と米側と国、三者協議会の中で具体的に議論していきたいと思っております。

○事務局： その他はよろしいでしょうか。

○森田委員： 小坪地区の森田です。災害対応に関する問題ですが、私は「逗子の古文書の保存と公開を進める会」に参加しておりまして、『古文書に見る逗子鎌倉地区の災害』について調べております。先日、小坪地区、新宿地区で関東大震災を経験した方の話を聞きましたが、かなりの被害があり、仮設住宅を建てる平場がなかったということでした。なるべく早く共同使用地を災害の場合に使用できるようになるといいと思います。

○事務局： それでは時間を少し回っておりますので、本日の要請活動は以上をもちまして終了させていただきます。南関東防衛局の皆様には、お忙しい中どうもありがとうございました。

以上